

平成 24 年 4 月

投資家の皆さまへ

アムンディ・ジャパン株式会社

「りそな・小型株ファンド」 マザーファンドの信託約款の変更(予定)のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、追加型証券投資信託「りそな・小型株ファンド」(以下、「本ファンド」といいます)の投資対象である親投資信託「アムンディ・日本小型株マザーファンド」(以下、「マザーファンド」といいます)につきまして、平成 24 年 5 月 23 日付で、下記の通り信託約款の変更を行うことを予定しておりますので、お知らせいたします。

なお、この信託約款の変更は、弊社の運用組織の一部の見直しにより、マザーファンドについて株式会社りそな銀行より運用の助言を受けることに伴うものであり、マザーファンドおよび本ファンドの投資態度等において実質的な変更はございません。

なお、法令に基づき、平成 24 年 4 月 16 日から平成 24 年 5 月 17 日までの期間、上記の信託約款変更に対する異議申立てを受付けておりますが、平成 24 年 4 月 13 日までに本ファンドの取得をお申込みになり、これに伴い取得した受益権が対象となります。それ以降に取得した受益権については異議申立ての対象とはなりません。また、異議申立ての受益権の合計口数が、平成 24 年 4 月 16 日現在のマザーファンドにおける実質的な受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、信託約款変更を行いません。

敬具

記

信託約款変更に係る異議申立ての手続きおよび日程

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| ①法定公告日 | 平成 24 年 4 月 16 日 日本経済新聞の朝刊に掲載 |
| ②異議申立期間 | 平成 24 年 4 月 16 日～平成 24 年 5 月 17 日 |
| ③信託約款の変更予定日 | 平成 24 年 5 月 23 日 |
| ④信託約款変更の適用予定日 | 平成 24 年 6 月 12 日 |

ファンドへのご投資にあたりましては、上記の事情を十分ご認識のうえ、ご判断いただきますようお願い申し上げます。

以上

使用開始日：2011.12.13

りそな・小型株ファンド

追加型投信／国内／株式



【成長性】



【経営力】



【独自性】



【収益性】



【技術力】



【開発力】



【商品力】



【柔軟性】



【競争力】

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うりそな・小型株ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年12月12日に関東財務局長に提出しており、平成23年12月13日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型投信	国内	株式	その他資産 (投資信託証券(株式))	年1回	日本	ファミリーファンド

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]
アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号
設立年月日:1971年11月22日
資本金:12億円(2011年9月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:
1兆3,286億円(2011年9月末現在)

- 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]
株式会社 りそな銀行
(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

◎ファンドの目的

ファンドは、中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

◎ファンドの特色

- 1 「アムンディ・日本小型株マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通して、実質的に国内の小型株に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。
- 2 小型株市場の中から、徹底したファンダメンタル・リサーチ(企業分析)により成長企業を発掘し、バリュエーション分析(割高・割安分析)で銘柄の割安度を総合判断して投資することで、中長期的なキャピタルゲイン(値上がり益)の獲得を目指します。
- 3 Russell/Nomura Small Cap Growth インデックス*をベンチマーク(運用目標)とし、中長期において、ベンチマークを上回ることを目標とします。株式への実質投資割合は、原則として高位とします。

※Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスは、Russell/Nomura 日本株インデックスのスタイル別の指数です。

Russell/Nomura Total Market インデックスは、わが国の全上場銘柄の浮動株調整後時価総額の98%超をカバーしております。このうち、時価総額の下位約15%の銘柄の中でグロース銘柄を対象としてRussell/Nomura Small Cap Growth インデックスが構成されています。

Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスは、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社及び Russell Investments に帰属します。なお、野村証券株式会社及びRussell Investments は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

- 4 ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

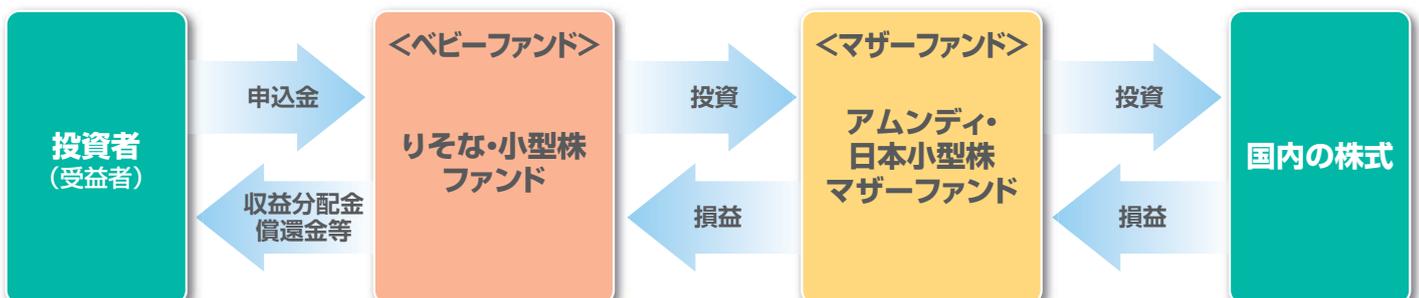
◎ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式*で運用を行います。

ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内の小型株に投資します。

※ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

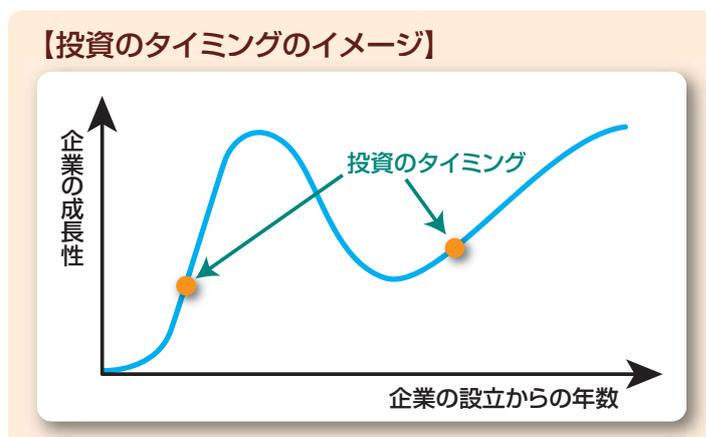
<イメージ図>



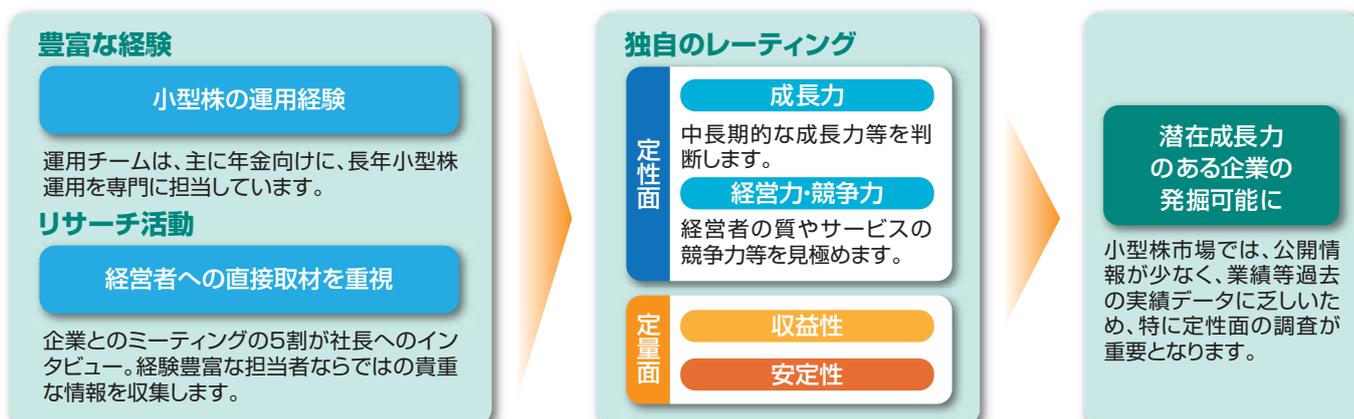
◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎ファンドの運用プロセス

- 企業の様々な成長の機会を捉えます。
- 新成長産業のフロントランナー(先駆者)となる企業に投資します。また、事業改革等により改めて成長が期待できる企業に投資します。



- 銘柄を、小型株運用のスペシャリストが厳選します。
- 小型株運用に特化した経験豊富な運用チームによるリサーチ活動と独自のレーティング(評価方法)により銘柄を厳選し、割高・割安分析を加味して最適のタイミングで投資します。



◎主な投資制限

- マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

◎分配方針

◆毎決算時(毎年9月10日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

小型株とは

小型株とは一般的に、発行済み株式数が少なく、時価総額※¹が小さい株式のことをいいます。

※¹ 時価総額とは、株式を発行している企業の株をすべてお金に換えた場合の金額です。
「株価×発行済み株式数=時価総額」として計算されます。

■ファンドでは、時価総額3,000億円未満※²の銘柄を指します。知名度が低い企業や上場したばかりの若い企業が多いのが特徴です。

※² ファンドでは、購入時点で時価総額が3,000億円未満の銘柄を投資対象としています。本書作成日現在。

■小型株は時価総額に占める比率では株式市場全体の約33%ですが、銘柄数ベースでは株式市場全体の約95%を占めています。したがって、企業調査等による割安銘柄の発掘チャンスがあると考えられます。

市場の時価総額に占める 小型株と大型株の比率

小型株

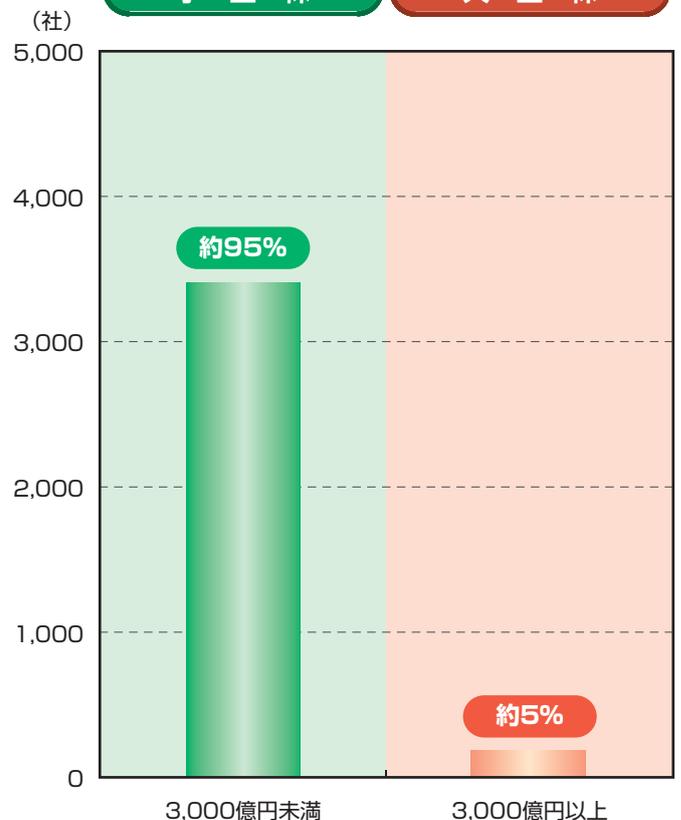
大型株



時価総額別の市場構成 (銘柄数ベース)

小型株

大型株



出所：大和証券キャピタル・マーケットズ株式会社のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。2011年9月末現在。
※対象は日本の全上場銘柄。

●上記のグラフは過去のものであり、将来の運用成果などを示唆または保証するものではありません。

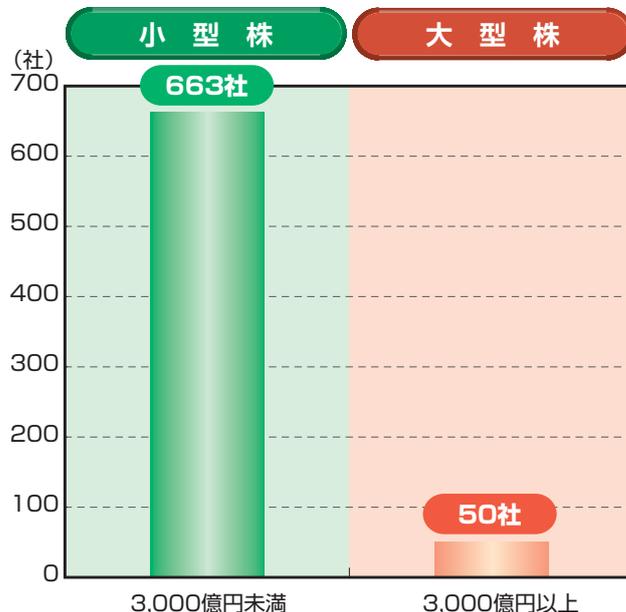
追加的記載事項

小型株の魅力

魅力① 高い成長力

- 小型株は高い機動力と優れた技術力、斬新なアイデア等を活かし、厳しい環境下においても利益を伸ばす企業が多くあります。
- 大型株市場と比較すると、小型株市場には最高益を更新する企業が数多く存在します。
- ポートフォリオの構築において、業績の好調な企業の銘柄数が多いことは、それだけ選択肢の幅が広がることにつながります。より多くの魅力的な企業を発掘して投資することができれば、市場全体に比べて高いリターンが期待できます。

今期・来期ともに過去最高益を更新すると予想される企業数

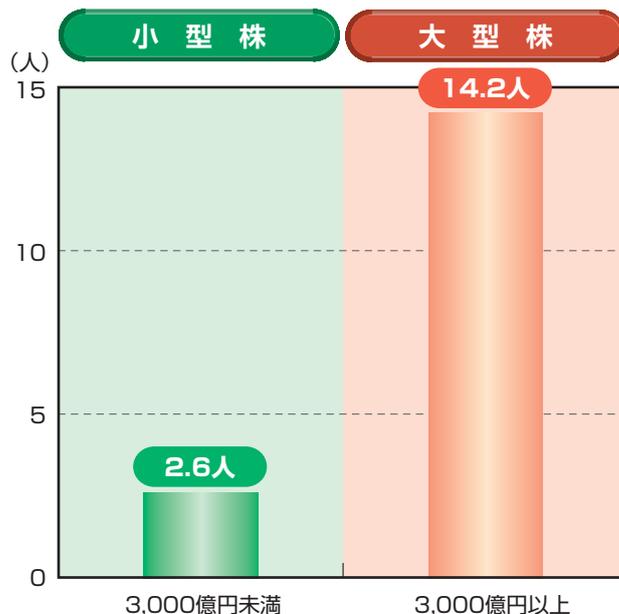


出所：大和証券キャピタル・マーケット株式会社データを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。2011年9月末現在。
※2011年8月期から2012年7月期までに期末を迎える決算期を今期としています。
※対象は日本の全上場銘柄。経常利益ベース。複数の市場に上場している銘柄は1社としてカウント。

魅力② 有望な投資機会

- 時価総額の小さな銘柄は、その企業の経営・業績を常に調査・分析している証券会社等の担当者数が少なく、調査・分析の対象となっていない銘柄も大型株に比べ多くあります。
- 調査・分析により見過ごされている優良銘柄を発掘することが可能であると考えます。

小型株・大型株別の常時調査分析している平均担当者数の比較



出所：大和証券キャピタル・マーケット株式会社データを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。2011年9月末現在。
※対象は日本の全上場銘柄。常時調査分析とは、QUICKコンセンサスに業績予想を出していることとする。

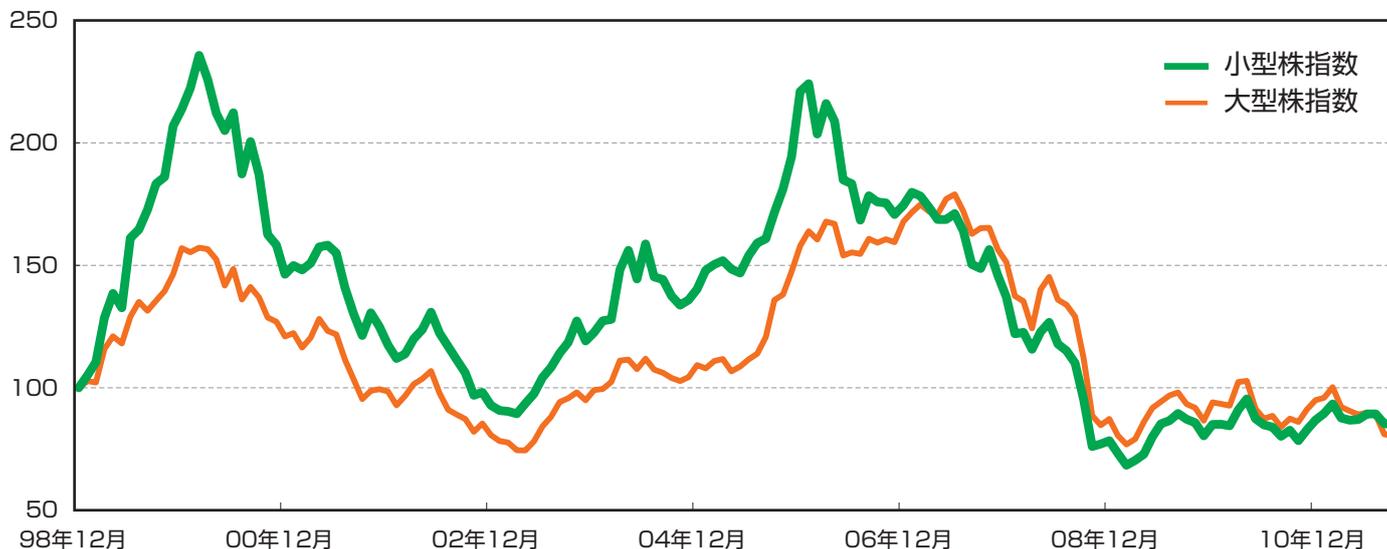
- 小型株の中には、高い成長を実現する企業がある一方、そうではない企業も数多くあることにご留意ください。
- 上記のグラフは過去のものであり、将来の運用成果などを示唆または保証するものではありません。

追加的記載事項

大型株と比べた小型株の値動きの特徴

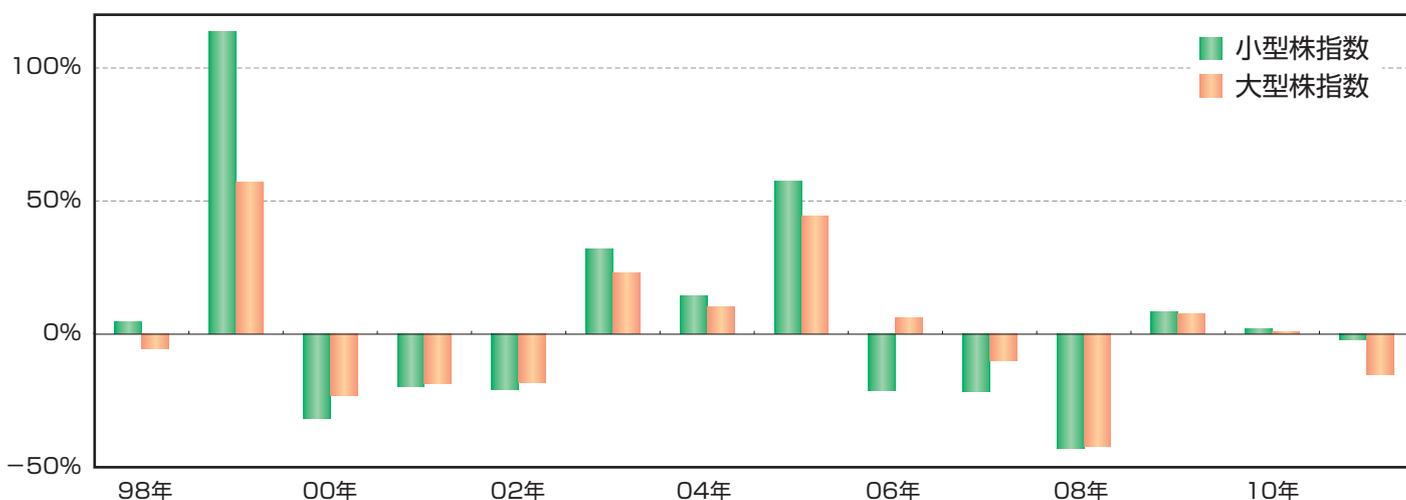
■ 小型株全体の業績の変化率は大きく、株価上昇時にはより大きなリターンが期待できる場合があります。

小型株指数と大型株指数の推移



※ 1998年12月末を100として指数化。月次ベース。1998年12月～2011年9月。

小型株指数と大型株指数の年間騰落率の推移



※ 1998年～2011年。2011年は年初から9月末までの騰落率を表示。

出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

※ 小型株指数はRussell/Nomura Small Cap Growth インデックス、大型株指数はRussell/Nomura Large Cap インデックスを使用。

※ Russell/Nomura Large Cap インデックスは、Russell/Nomura 日本株インデックスの規模別の指数です。Russell/Nomura Total Market インデックスは、わが国の全上場銘柄の浮動株調整後時価総額の98%超をカバーしております。このうち、時価総額の上位約85%に最も近く、50銘柄の倍数になる銘柄からRussell/Nomura Large Cap インデックスが構成されています。

※ Russell/Nomura Large Cap インデックスは、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社及びRussell Investmentsに帰属します。なお、野村証券株式会社及びRussell Investmentsは、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

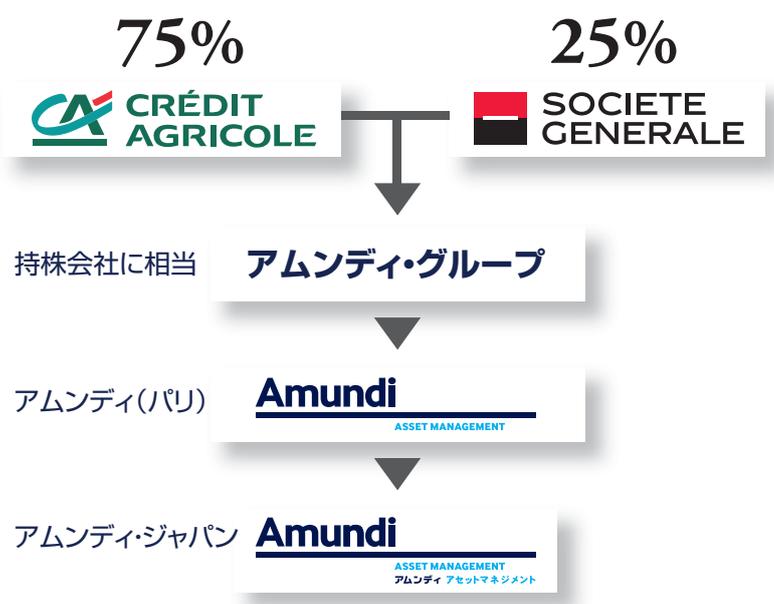
● 小型株は、株式市場全体の値動きに比べ値動きが大きくなる傾向があり、株式市場全体が下落した場合、その値動き以上に大幅に下落するおそれがあります。

● 上記グラフはインデックスの過去の推移であり、ファンドの将来の運用成果などを示唆または保証するものではありません。

追加的記載事項

アムンディ・ジャパンのご紹介

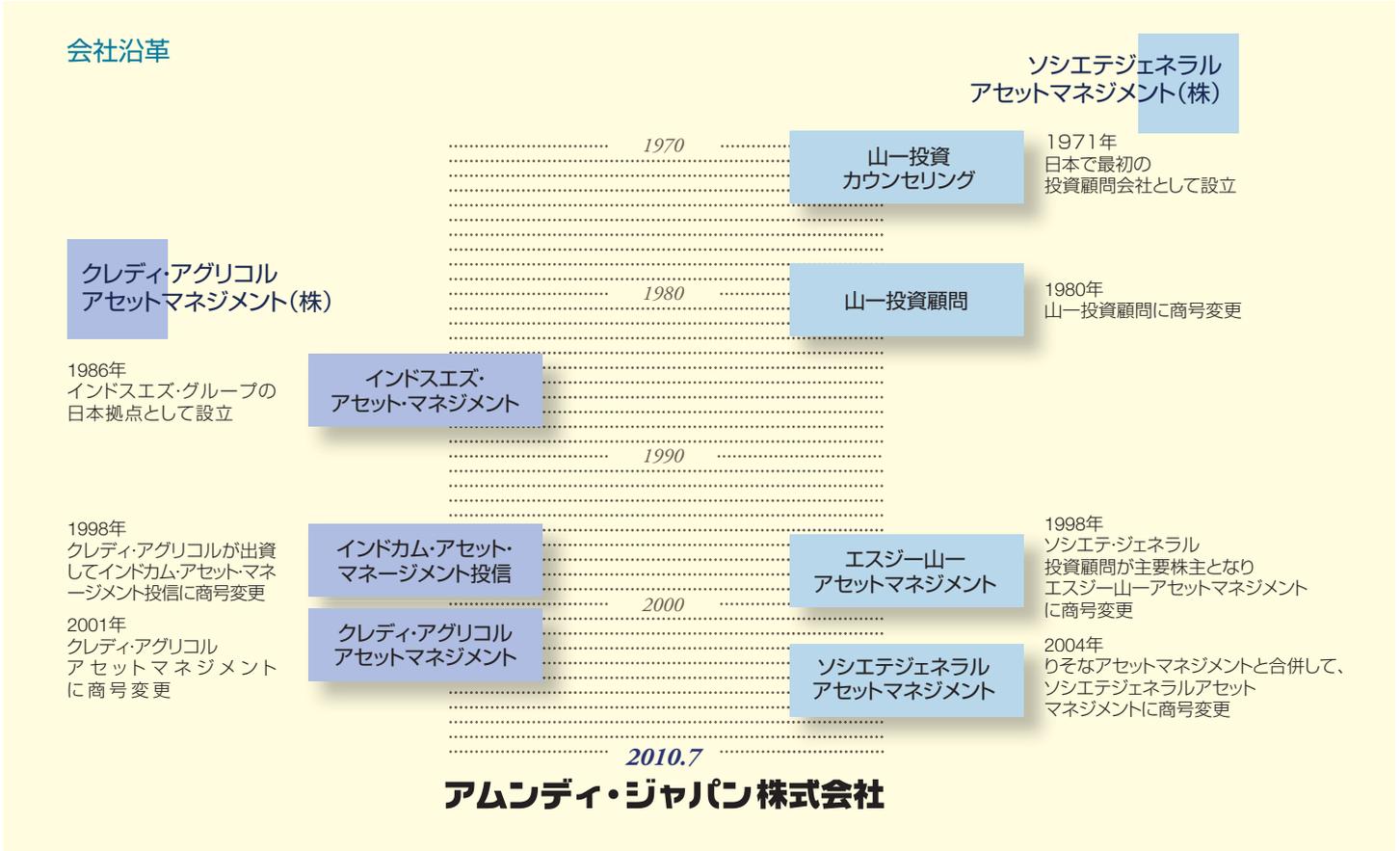
- アムンディ・ジャパン株式会社(以下、当社は)、クレディ・アグリコル アセットマネジメント(株)、ソシエテジェネラルアセットマネジメント(株)が合併して2010年7月1日に誕生した運用会社です。
- 当社は、フランス共和国パリに本拠を置くアムンディ・グループの日本拠点で、グループ中核会社であるアムンディの100%子会社です。アムンディは、2009年12月31日に誕生した欧州有数の運用会社で、クレディ・アグリコル、ソシエテジェネラル両グループの運用会社を統合して設立されました。
- アムンディ(Amundi)の由来は、アセットマネジメントの頭文字のAとM、ラテン語で「世界」を意味する“Mundi”を組み合わせた名前です。開かれた企業になるようにとの思いが込められています。
- 当社の前身である、クレディ・アグリコル アセットマネジメント(株)、ソシエテジェネラルアセットマネジメント(株)は、日本の運用ビジネスにおいて長い経験と実績を有します。



運用資産残高 2兆4,832億円*

投資信託委託業の運用資産残高：1兆3,286億円
投資顧問業の運用資産残高：1兆1,546億円

*2011年9月末現在、各契約資産合計には、重複資産(投資顧問契約と投資信託契約、ファンドオブファンズ等)が一部含まれています。



投資リスク

◎基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。

したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが実質的に投資する小型株は、株式市場全体の値動きに比べ値動きが大きくなる傾向があり、株式市場全体が下落した場合、その値動き以上に大幅に下落するおそれがあります。こうした影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります。

③ 流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。また、ファンドが実質的に投資する小型株は、市場規模や取引量が比較的小さいため、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

◎その他の留意点

1. ファミリーファンド方式による影響

ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一マザーファンドに投資する可能性があるため、ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受け、基準価額が変動する場合があります。

2. ファンドの繰上償還

ファンドは、信託財産の純資産総額が5億円を下回ることとなった場合等には、信託を終了させることがあります。

3. 換金の中止

金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金申込の受付が中止されることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

◎リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

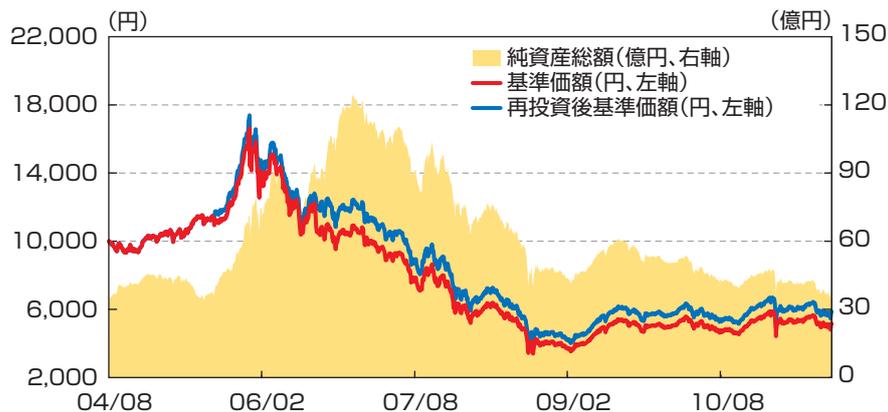
◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

運用実績

◎基準価額・純資産の推移、分配の推移

2011年9月30日現在

基準価額・純資産総額の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額と純資産総額

基準価額	5,174円
純資産総額	37.6億円

分配の推移

決算日	分配金(円)
3期(2007年9月10日)	0
4期(2008年9月10日)	0
5期(2009年9月10日)	0
6期(2010年9月10日)	0
7期(2011年9月12日)	0
設定来累計	1,460

*分配金は1万円当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

騰落率

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	-1.15	-5.96	-5.19	7.93	9.90	-41.17
ベンチマーク	-0.42	-4.87	-3.08	2.82	-10.71	-41.09

*騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
したがって、実際の投資家利回りとは異なります。
*Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスをベンチマークとします。

◎主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄および組入上位5業種はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

資産配分

	純資産比(%)
国内株式	98.0
現金・他	2.0

*比率はファンドの純資産総額に対する実質組入割合です。
*四捨五入の関係で合計が100.0%と異なる場合があります。
*現金・他には未払諸費用等を含みます。

組入上位10銘柄

(アムンディ・日本小型株マザーファンド)

	銘柄名	業種	純資産比(%)
1	エムスリー	サービス業	2.9
2	カカココム	サービス業	2.9
3	ユニプレス	輸送用機器	2.7
4	インターネットイニシアティブ	情報・通信業	2.7
5	ソネットエンタテインメント	情報・通信業	2.5
6	サイバーエージェント	サービス業	2.5
7	マクロミル	情報・通信業	2.3
8	メッセージ	サービス業	2.2
9	イオンディライト	サービス業	2.2
10	あさひ	小売業	2.1

*比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

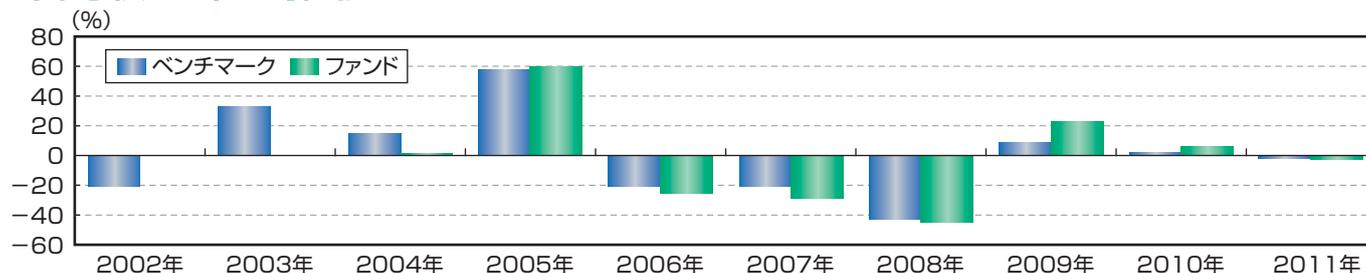
組入上位5業種

(アムンディ・日本小型株マザーファンド)

	業種	比率(%)
1	サービス業	15.2
2	情報・通信業	13.9
3	電気機器	13.8
4	小売業	11.7
5	卸売業	6.3

*比率はマザーファンドの組入株式評価額に対する割合です。

◎年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*2003年以前は、ベンチマークの収益率のみを表示しています。
*2004年は設定日(9月1日)から年末までの騰落率、2011年は年初から9月30日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

◎お申込みメモ

購入単位	「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります(コース名称は販売会社により異なる場合があります。)。各コースの購入単位は販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	平成23年12月13日から平成24年12月10日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	委託会社は、換金申込が1件当たり5億円を超える場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を制限または中止されることおよび既に受け付けた申込を取消することがあります。
購入・換金申込受付の中止および取消	委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受け付けた購入・換金の申込受付を取消することができます。
信託期間	無期限とします。(設定日:平成16年9月1日)
繰上償還	委託会社は、信託財産の純資産総額が5億円を下回るようになった場合、またはこの信託契約を解約することが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。
決算日	年1回決算、原則毎年9月10日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年1回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 「自動けいぞく投資コース」は税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	300億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年9月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除および益金不算入制度が適用される場合があります。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は 3.15%(税抜3.0%) です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.785%(税抜1.700%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。</p> <p>(信託報酬の配分) (年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.840% (税抜0.80%)</td> <td>0.840% (税抜0.80%)</td> <td>0.105% (税抜0.10%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(支払方法) 毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。 ◆上記の運用管理費用(信託報酬)は、本書作成日現在のものです。</p>			委託会社	販売会社	受託会社	0.840% (税抜0.80%)	0.840% (税抜0.80%)	0.105% (税抜0.10%)
	委託会社	販売会社	受託会社						
0.840% (税抜0.80%)	0.840% (税抜0.80%)	0.105% (税抜0.10%)							
その他の費用・手数料	<p>信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。</p> <p>また、有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用がかかります。</p> <p>※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。</p>								

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

◆上記は、平成23年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Amundi

ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント